

墨田区議会議会改革検討委員会記録

平成28年3月25日

墨 田 区 議 会

墨田区議会議会改革検討委員会記録

1 開会、閉会について

平成28年3月25日午後2時02分、各派交渉会室において開会し、午後2時41分閉会した。

2 出席委員氏名

沖山 仁 君	加納 進 君	高柳 東彦 君
はら つとむ 君	西村 孝幸 君	とも 宣子 君
中沢 えみり 君	加藤 拓 君	堀 よしあき 君
大瀬 康介 君	井上 ノエミ 君	渋谷 ちしゅう 君
佐藤 篤 君		

3 オブザーバー

議長	副議長
樋口 敏郎 君	福田 はるみ 君

4 報告事項

(1) 各派交渉会での協議結果について

「委員会における傍聴議員の写真撮影場所」について、2月24日開会の各派交渉会で協議され、本委員会の結論に一部追加の上、実施することが決定したので、その内容について、事務局長から説明があった。

5 協議事項

(1) 本委員会における検討項目の「体系図(案)」について

手元に配布した資料について、事務局長から説明し、協議の結果、「やりやすい」「やりにくい」の表現の変更については、正副座長に一任することとし、本体系図に基づき具体的施策について、個別に検討を始めることとした。

(2) 区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例について

手元に配布した資料について、事務局長から説明し、協議の結果、次回の本委員会で改めて協議することとした。

(3) 区議会ツイッター・フェイスブックの開設状況(23区)について

手元に配布した資料について、事務局長から説明し、説明どおり承知おき願った。

(4) インターネットによる映像配信状況(23区)について

手元に配布した資料について、事務局長から説明し、説明どおり承知おき願った。

（5）次回の協議事項について

体系図の「1 開かれた区議会」から議論に入ることが決定しているが、意見交換の結果、大まかな年間スケジュールの提示要望等の意見に基づいて、次回は協議することとした。

（6）次回の開会日時について

次回は、4月20日（水）午前10時から開会することとした。

なお、改めて開会通知はしない旨、座長から会議に宣告した。

会議の概要は、次のとおりである。

午後2時02分開会

座長（沖山 仁君）

ただいまから、第4回議会改革検討委員会を開会いたします。

初めに、報告事項を申し上げます。

前回の本委員会で結論が出ました、「委員会における傍聴議員の写真撮影場所」については、2月24日開会の各派交渉会で協議され、本委員会の結論に一部追加の上、実施することが決定いたしましたので、その内容について、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

最初の資料をご覧ください。

右上に記載のとおり、2月24日の各派交渉会において報告をしたものでございます。前回、2月15日の本委員会で決定した内容について、ご報告をさせていただきました「委員会における傍聴議員の写真撮影場所（案）」ということでございます。

報告内容につきましては、正副座長に一任されましたので、それに基づきまして、事務局において、正副座長と調整をして、報告をさせていただいたというものでございます。

1の趣旨、区民への情報発信をより充実するため、委員会における傍聴議員の写真撮影場所について、従前、一般傍聴席に限っていたものを議員傍聴席まで拡大する。

2の実施方法、（1）撮影場所、一般傍聴席及び議員傍聴席とする。（2）撮影方法、傍聴人等の傍聴及び委員会の審査に支障にならない方法で、移動し、撮影する。

主な意見として、「撮影場所については、委員長ごとに変えるということでは、統一感がなくなるので、統一すべき」「議員傍聴席の範囲内で、邪魔な位置とかは状況にもよるが、議員傍聴席まで撮影範囲を広げるとするのは、一定の共通認識である」「邪魔になるかどうかは良識で考えるべき」ということでございます。

それから、3の実施時期でございますが、平成28年第1回定例会から実施するということでございます。

以上の報告をしましたところ、委員長への事前の許可を必要とするか否かについて、協議がされました。そこで、「事前に届出をする」ということが、各派交渉会で追加了承されたものでございます。

次の資料をご覧ください。

当日の各派交渉会で決定をした内容でございます。

1の趣旨と2の（1）撮影場所、（2）撮影方法、そして3の実施時期については、今申し上げました本委員会で決定された内容と同一でございます。新たに、2の（3）に「撮影の届出」という項目が追加されました。「委員会開会前に、委員長に届け出なければならない」という内容でございます。

以上が、2月24日の各派交渉会で協議され、決定をされた内容でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明どおり、ご承知おき願います。

以上で、報告事項を終わります。

座長（沖山 仁君）

続いて、協議事項に入ります。

まず、本委員会における検討項目の「体系図（案）」について、ご協議いただきます。

本件については、前回の本委員会において、「やりやすい項目」と「やりにくい項目」が整理されました。また、具体的施策の「議会活動に係る情報発信の拡充」については、「区議会ホームページの充実」に施策名が修正されました。修正後の「体系図」をお手元に配布しておりますので、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

資料「体系図」をご覧ください。

ただいま、座長から報告がありましたように、前回の委員会におきまして、具体的施策につきまして、「やりやすい」「やりにくい」という言葉で仕分けがされました。資料右上の凡例のとおりでございます。丸が「やりやすい」、三角が「やりにくい」ということで、それぞれの具体的施策の項目の中に括弧書きで記載をさせていただいております。この「やりやすい」とか、「やりにくい」という表記については、前回の本委員会での発言をそのまま引用いたしました。少し分かりにくい表現なのかなと思いますので、本日、この表現については、ご協議をいただいたほうがよろしいのではないかと存じます。

また、具体的施策の上から三つ目の「議会活動に係る情報発信の拡充」については、座長からもありましたように、前回の事務局案では、「議会活動に係る情報発信の拡充」としておりましたが、協議の結果、「区議会ホームページの充実」に施策名が変更されております。

前回からの変更点は以上でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

委員（加納 進君）

「やりやすい」「やりにくい」という表現が分かりづらいということですが、いかがですか。

委員（佐藤 篤君）

「取り組みやすい」とか、あるいは「長期的課題」と「短期的課題」というほうが、文章としてはよろしいのではないかと思います。

座長（沖山 仁君）

どうですか、皆さん。

委員（加藤 拓君）

例えば、合意が必要とか、そういうことですね。

〔「正副座長に一任」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、次回に報告をさせていただくこととし、本体系図に基づき、具体的施策について個別に検討を始めることといたします。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策の一番「墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例」の改正については、23区の状況について調査結果がまとめ次第、資料を提出することとなっておりますので、お手元に調査結果を配布しております。

本件につきまして、事務局長から説明をさせます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例につきまして、23区の状況を調査いたしましたので、ご報告をいたします。

資料が全部で三つございます。

まず、お手元の資料1をご覧ください。資料1は、23区におきまして、費用弁償条例の制定の有無についてまとめたものでございます。左の欄からご説明をいたします。一番上の欄に調査内容を記載しております。

まず、質問の1は「区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例を定めていますか」という問いでございます。これに対しまして、「定めている」と回答したのは、一番下の欄に集計してございますが、本区を含め21区でございました。「定めていない」と回答した区は、大田区と江戸川区の2区でございました。

続きまして、二つ目の質問「費用弁償の支出について、どのような場合を想定していますか」という問いに対しては、21区全てが、本区と同様に、議会、それから選挙管理委員会、監査委員が出頭を求めたときに、費用弁償の規定を定めていると回答しております。

なお、目黒区と世田谷区におきましては、議会で参考人を求めた際の費用弁償条例を独自に議会が制定をしております。目黒区につきましては、選挙管理委員会と監査委員で併せた、この二つを併せた条例と議会の条例ということで、2本の条例となっております。世田谷区は、選挙管理委員会、それから監査委員、議会と、三つの3本の条例立てとなっているというものでございます。

続きまして、質問の3「費用弁償のほかに謝礼等を支払う規定がありますか」との問いに対して、目黒区のみ学識経験者等に対して謝礼金として、1日当たり1万8,000円以内を支払うことができる旨の回答がございました。

問いの4、5の関係でございますが、目黒区については、学識経験者を対象といたしますけれども、それ以外の対象者も、謝礼金額は同一との回答がありました。

続きまして、資料2をご覧ください。

資料2は、費用弁償の種類について、区ごとにまとめたものでございます。費用弁償の種類については、鉄道賃、船賃をはじめ、宿泊料、食卓料と、区によってさまざまでございます。本区は、日当のみが具体的な種類として規定をされております。そういった、さまざまな種類の中から、日当の有無と金額、最低支給金額を取りまとめたものでございます。

日当につきましては、32区中14区が定めております。その中で、「近接地外のみ」に支給することとしている区は4区ありました。

なお、本区は5,000円でございます。

「最低支給金額」は、日当等を含めた支給金額でございますが、8区定めております。特に、日当を規定していない区において、「最低支給金額」を設定している場合が多い状況にあります。備考欄には、費用弁償の種類とは別に定めている項目を掲げております。「鑑定料」を定めている区のほかに、先ほど申し上げました「謝礼金」を目黒区では定めておりません。

参考までに、欄外に本区における附属機関委員の日額報酬を記載してございます。会長職が2万円以内、副会長職が1万8,000円以内、一般委員が7,500円という定めになっております。これは、あくまで参考ということでございます。

続きまして、資料3をご覧ください。

資料3は、資料2の費用弁償の種類のうち、日当、旅行雑費、食卓料、宿泊料等の支給額について、詳細を取りまとめたものでございます。

なお、先ほど申し上げました鉄道賃や航空賃などの交通費については、実費ということで定まっております。

まず、日当からご説明をいたします。日当については、先ほどご説明いたしましたけれども、14区が定めております。次に、旅行雑費は7区が定めております。食卓料については、18区で定めがでございます。宿泊料については、20区で定めております。鑑定料については、9区で定めております。

備考欄でございますが、先ほどの最低支給金額の規定あるいは費用弁償の支給額をこの条例で明示をしているのか、それとも職員あるいは区長、副区長の旅費規定を準用しているのかという旨を、記載をしてございます。

なお、先ほど、二つの区で、区議会独自に定めているという区がございました。まずは、目黒区につきましては、平成21年第4回定例会で、従来は一緒になっていた条例を、区議会に係る規定を独立させて、議員提出議案で改正をしたようです。それから、世田谷区につきましては、三つの条例で成り立っておりますけれども、これは、制定当時、昭和の時代でございますが、その当時からこの3本の条例が独立をしているという状況でございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

委員（佐藤 篤君）

一案として、提案申し上げたいんですけれども、二元代表制という趣旨の中で、区長の場合には、学識経験者の中からご意見を伺う場として主に附属機関が設置されています。私たち区議会としても、学識経験者の皆さんの意見をいただくという中で、そこに平仄を合わせ

ていくというのが正しいのかなという前提の基に、今いただいた資料の中では、資料2の一番下に、参考として「附属機関委員報酬（日額）」ということで、会長職は2万円以内、副会長職は1万8,000円以内とありますが、条例上は2万4,000円ということになっています。多分、任命権者が区長と協議して定める額というのが2万円なのかなと解釈するんですが、「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」では、上限が2万4,000円になっています。つまり学識経験者の方から学識をいただくための対価としての2万円というのと、近隣の方の場合ですけれども、地方から来ていただく場合には、やっぱり交通費や宿泊費というのも必要になると思いますので、報酬と費用弁償というところで2枚立てをしていくという構成の仕方が正しいのかなと思います。それらをまとめると、今申し上げた「墨田区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例」に準じて、議会側も定めていけばいいのかなと思いました。

ちなみに、今申し上げた条例には、鉄道賃、船賃、航空費、車賃、日当、宿泊料、食卓料は、報酬とは別に支出するということになっていますので、2段階で定めるというのが、議会の定め方としてはバランスがいいのではないかとこのことを提案したいと思います。

座長（沖山 仁君）

佐藤委員から提案がありましたが、今日いきなりここでこうだということは、少し厳しいと思いますので、各会派に持ち帰っていただいて、また、後日協議するということがいかがでしょうか。

委員（西村孝幸君）

今の費用弁償の件については、会派に持ち帰りますが、佐藤委員の提案ですけれども、区長部局と違って、合議体である議会については整理も必要かなと思います。例えば、今のところ、公述人と参考人という規定はあるんですが、今後、謝礼なり報酬をお支払いする方は、参考人にお支払いするのか、違う講師なのか、そのあたり、誰が呼ぶのかというような部分です。例えば、委員会で呼ぶ場合には、委員長が議長に申し出て、許可をとって呼ぶというような、その辺のルールも併せて、お招きをする場合や調査研究をする場合のルールも検討したほうが、いいのかなと思います。

区議会事務局長（浜田将彰君）

参考人を呼ぶ場合の手続は、もう既に定まっています、委員会で呼ぶ場合は、まず委員会で諮っていただいて、委員長から議長に申し出ていただいて、議長からご本人に要請するということです。

委員（西村孝幸君）

ということは、要は講師ではなくて、参考人をという理解でよろしいということですか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

ちなみに、議員研修会で首長さんをお呼びしているわけですが、その場合は、議長

から要請をしていただいて、報酬という形でお支払いをしているということでございます。

委員（西村孝幸君）

議員研修会の際に、首長さんのお招きの仕方が分からなかったものですから。

委員（加納 進君）

参考人というのは、さまざまなパターンがあるかと思えますけれども、政策立案というか、お知恵を拝借するために有識者を呼ぶケースもあるでしょうし、特定の事件に関して、利害関係人とか、ステークホルダーみたいな方を呼ぶケースもあると思えます。ですから、区民の方、地域の方を呼ぶケースもあると思えますので、一律幾らではなくて、分けたほうがいかなという感じもしますし、今回、まだ議論の俎上には上っていませんけれども、先ほどお話があった区長部局に附属機関の設置が認められておりますけれども、議会でも認められるようになったんで、そういうことも視野に入れて、各会派の中で検討していただければと思えます。

座長（沖山 仁君）

それでは、各会派に持ち帰っていただきまして、また、後日、返事をいただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策 番の「区議会のホームページ」の関連資料として、「区議会ツイッター・フェイスブックの開設の状況（23区）」を配布しておりますので、その内容について、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

先ほどの「体系図」でご説明をいたしました「区議会ホームページの充実」におきまして、区議会のツイッター・フェイスブックの導入について、ご意見がありましたので、事務局において、23区の開設状況を調査いたしましたので、ご報告をいたします。

調査方法は、各区のホームページを閲覧し、確認をいたしました。表の左側がツイッター、右側がフェイスブックと、大きく二つに区分してございます。それぞれの欄の、一番左側に、「区議会専用」の欄を設けておりますが、ここでは、区議会独自のツイッター・フェイスブックの有無、そして開設している場合には、その右側に主な掲載内容を記してあります。また、「区公式（議会情報あり）」の欄では、区全体の公式ツイッター・フェイスブックにおける議会情報の有無、議会情報がある場合には、その右側に主な掲載内容を記載しております。

集計結果でございますが、まず、ツイッターにつきましては、区議会専用のツイッターを開設している区が板橋区のみでございます。板橋区議会ホームページのトップページに、ツイッターの入口となるボタンが配置をされ、公開をされております。主な掲載内容は、「会議日程」のほか、「委員会が開会されます」「委員会が閉会しました」といった、会議当日の状況などが掲載されています。

また、区議会専用ではなく、区公式ツイッターに議会情報を掲載している区が、墨田区を含め千代田区、新宿区、台東区、目黒区の5区ございました。主な掲載内容といたしましては、各区とも会議日程が掲載されています。

次に、フェイスブックについてですが、区議会専用のフェイスブックを開設しているのは、港区のみでございます。ただし、港区議会ホームページのトップページに、港区議会フェイスブックのボタンはありません。港区の公式ホームページのフェイスブックを紹介するページの中に、災害緊急対策、あるいは親善大使、選挙などといった情報ごとに設けられている、ほかのフェイスブックと並んで、区議会専用のフェイスブックのボタンが配置をされております。主な掲載内容は、会議日程のほか、会議の内容、視察等の議会活動が掲載をされております。

また、区議会専用ではなく、区の公式フェイスブックに議会情報を掲載している区が、墨田区を含め千代田区、港区、新宿区の4区ございます。主な掲載内容といたしましては、ツイッターと同様、各区とも会議日程が掲載されています。

なお、本区の状況でございますが、これは、今月29日開会の区議会広報委員会でご報告を

させていただく予定ですが、試験的に第1回定例会の会期日程と予算特別委員会の会議日程、併せて映像配信の情報を区の公式ツイッター、それとフェイスブックに掲載をしたところでございます。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明どおり、ご承知おき願います。

座長（沖山 仁君）

次に、具体的施策 番の「常任委員会の映像配信」の関連資料として、「インターネットによる映像配信状況（23区）」を配布しておりますので、その内容につきまして、事務局長から説明させます。

区議会事務局長（浜田将彰君）

インターネットによる映像配信状況につきまして、23区の状況を調査いたしました。一番上の欄にありますように、「本会議」「予特・決特」「委員会（予特・決特は除く）」と、三つの区分で記載をさせていただきました。

本区は、上から7番目に掲載してございます。本会議、それから予特・決特のいずれも、録画配信とライブ中継を行っている状況にございます。

一番下の欄を併せてご覧ください。

本会議につきましては、録画配信をしている区は22区、ライブ中継を行っている区は12区でございます。予特・決特につきましては、録画配信をしている区が13区、ライブ中継をしている区が10区でございます。予特・決特を除く委員会でございますが、台東区と豊島区の2区が実施しております。備考欄に書いてございますが、台東区、豊島区ともに、委員会中継の対象は、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会ということを、ホームページで確認をいたしました。

座長（沖山 仁君）

ただいまの説明について、何か、ご質疑、ご意見はありませんか。

委員（西村孝幸君）

この資料の中で、「録画」は実施しているが、「ライブ」を実施していない議会がありますが、「ライブ」を行っていて、「録画」を行っていない議会がないということになると、何かコストの面とか、技術的な部分で実施していないのかと、この辺の何か、細部が分かりますでしょうか。「ライブ」にするとお金がかかるとか。

区議会事務局長（浜田将彰君）

予算の面は、それほど変わらないのかなと思います。

委員（加藤 拓君）

「ライブ」をやらないので、考えられるのは、例えば設備がなくて、普通のデジタルビデオカメラみたいなので撮っていれば、そうしたら、何もつながっていないので、録画したものを、その後で映像配信に回せばいいということなのかなと思うんですけども。

区議会事務局書記（覚張達也君）

ライブ配信するには、エンコードパソコンを用いて、撮影データを加工して、インターネットで見られるものにしなければなりません。ライブ中継には、そのパソコンが必要なんですけれども、エンコードパソコンを導入していないところは、カメラで撮ったデータを業者

に渡して加工してもらったものを録画配信しているということで、リアルタイムでデータを加工して、配信するためのエンコードパソコンがあるか、ないかというところだと思います。

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまの説明どおり、ご承知おき願います。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の協議事項についてですが、前回の本委員会において、体系図の「1 開かれた区議会」から議論に入ることが決定しております。

この際、何かご意見がありましたら、お願いいたします。

委員（加藤 拓君）

できれば、来月までに、座長のほうで大まかな年間スケジュールをつくっていただければと思います。

それと、開会の1週間くらい前までには資料を出していただいて、会派で意見調整も必要ですので、その際に、課題みたいなものを出していただいて、それについての会派の意見調整ができる時間をいただければと思います。

座長（沖山 仁君）

大変申し訳ございません。資料については、事前にお配りをしたいと考えております。

委員（渋田ちしゅう君）

会議録については、一定期間の間に、またいただけるということによろしいでしょうか。

議事調査主査（荒井 栄君）

大変申し訳ないんですけども、前回の会議録につきましても、ただいま校正中ということで、ホームページにはまだ掲載をしていない状況でございます。記録の作成に当たっては、委託業者にデータを出してから記録が納品されるまで2週間程度以上かかりますので、粗原稿でということであれば、2週間弱ということで、お届けすることは可能でございます。

委員（渋田ちしゅう君）

加藤委員から、年間スケジュールのお話がありましたが、私も大賛成です。ということは、当然、それに合わせて、各会派で検討することになると思いますので、前回の会議録もあって、資料が事前に配布されて「どうしようか」ということになるかなと、私は思ったものですから。

委員（佐藤 篤君）

渋田委員がおっしゃるとおりで、私も議事録をもらって、会派で取り上げたいんですが、今、事務的な都合を伺いましたので、そこはやむを得ないというか、この会議に出ている人が、会派に伝えて、何とかやるしかないのかと思います。対外的には、次回の会議が開かれる前に、当然、記録を公表して、そして体的にも公表されるべきではあるとは思いますが、それはまた後日、あらゆる検討をして、本当に2週間かけることがいいのかどうかということは前提にあると思うんで、それはまた別の機会に検討していただければと思います。

座長（沖山 仁君）

ありがとうございます。事務局の体制も、私ども、十分承知しておる中の会議体でございますので、その辺をご理解していただきながら、できるだけ皆さんにスムーズな会が進行で

きるように、努力をしていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、お願いいたします。

ほかに、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、ただいまのご意見に基づきまして、次回にご協議をいただくことといたします。

本日の協議事項は、以上でございます。

座長（沖山 仁君）

次に、次回の開会日時についてであります。4月20日（水）の午前中でいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

それでは、次回は4月20日（水）の午前10時から開会することといたします。

なお、改めて開会通知はいたしませんので、さようご承知おき願います。

ほかに、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

座長（沖山 仁君）

以上で、第4回議会改革検討委員会を閉会いたします。

午後2時41分閉会